特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
13	児童扶養手当に関する事務 基	礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長野市は、児童扶養手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

長野市長

公表日

令和4年10月12日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	児童扶養手当に関する事務
(1) 事務の石が	元里伏食十三に 関する事物
②事務の概要	児童扶養手当法に基づき、児童扶養手当の支給を行う事務である。番号法においては、別表第一項番37の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。
	1. 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務
	2. 児童扶養手当法による児童扶養手当証書に関する事務
	3. 児童扶養手当法第八条第一項の手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務
	4. 児童扶養手当法第十六条の未支払の手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査 又はその請求に対する応答に関する事務
	5. 児童扶養手当法第二十八条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に 対する応答に関する事務
	6. 児童扶養手当法施行規則(昭和三十六年厚生省令第五十一号)第三条の届出の受理、 その届 出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
③システムの名称	
2. 特定個人情報ファイル	名
児童扶養手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番37 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第29条
4. 情報提供ネットワーク	システムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二
と 力工の作成	(特定個人情報の提供の制成)及び別扱第二 <情報照会>:項番57 <情報提供>:項番13、16、26、30、47、57、64、65、87、116
5. 評価実施機関における	<情報照会>:項番57 <情報提供>:項番13、16、26、30、47、57、64、65、87、116
	<情報照会>:項番57 <情報提供>:項番13、16、26、30、47、57、64、65、87、116
5. 評価実施機関における	<情報照会>:項番57 <情報提供>:項番13、16、26、30、47、57、64、65、87、116 5担当部署
5. 評価実施機関における	<情報照会>:項番57 <情報提供>:項番13、16、26、30、47、57、64、65、87、116 5担当部署 こども未来部 子育て家庭福祉課
5. 評価実施機関における ①部署 ②所属長の役職名	<情報照会>:項番57 <情報提供>:項番13、16、26、30、47、57、64、65、87、116 5担当部署 こども未来部 子育て家庭福祉課
5. 評価実施機関における ①部署 ②所属長の役職名	<情報照会>:項番57 <情報提供>:項番13、16、26、30、47、57、64、65、87、116 5担当部署 こども未来部 子育て家庭福祉課 子育て家庭福祉課長
5. 評価実施機関における ①部署 ②所属長の役職名 6. 他の評価実施機関	<情報照会>:項番57 <情報提供>:項番13、16、26、30、47、57、64、65、87、116 5担当部署 こども未来部 子育て家庭福祉課 子育て家庭福祉課長
5. 評価実施機関における ①部署 ②所属長の役職名 6. 他の評価実施機関 7. 特定個人情報の開示・ 請求先	<情報照会>:項番57 <情報提供>:項番13、16、26、30、47、57、64、65、87、116 5担当部署 こども未来部 子育て家庭福祉課 子育て家庭福祉課長 訂正・利用停止請求 総務部 総務課 文書情報管理室

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		平成3	1年1月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		平成3	1年1月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
<選択肢>							
2. 特定個人情報の入手(情報提供	はネットワークシスラ	テムを通じ	た入手を除	(,)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付け が行われるリスクへの対策は 十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され	_	
4. 特定個人情報ファイル	の取扱い	の委託				[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
5. 特定個人情報の提供・移	辰(委託ヤ	ウ情報提供ネットワー	-クシステム	を通じた提供		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され	ている ている	
6. 情報提供ネットワークシ	ノステムと	との接続		[]接線	売しない(入手)	[]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され	_	
7. 特定個人情報の保管・	消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
8. 監査							
実施の有無	[0]	自己点検	[0]	内部監査	[]	外部監	·查
9. 従業者に対する教育・							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分に行って 3) 十分に行って	いる	ている

変更箇所

叉 文 回 [71				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 6評価実施機関における担当 部署 ②所属長	課長 酒井 崇	課長 島田 みち代 事後		重要な変更には当たらない。 所属長変更。
平成31年1月18日	I 関連情報 6評価実施機関における担当 部署 ②所属長	課長 島田 みち代	子育て支援課長	事後	重要な変更には当たらない。 記載方法変更。
	Ⅳ リスク対策		Ⅳ 1~9 全項目追加		重要な変更。
平成31年1月16日	Ⅱしきい値判断項目1対象人 数、2取扱者数	平成27年9月30日現在	平成31年1月1日時点	事後	重要な変更には当たらない。
A110/F0 F1 F	I 関連情報	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供 の制限)及び別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事前	
令和4年10月12日	I 関連情報 5 評価実施機関における担 当部署 ①部署	こども未来部 子育て支援課	こども未来部 子育て家庭福祉課	事後	重要な変更には当たらない。 所属名称変更。
令和4年10月12日	I 関連情報 5 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	子育て支援課長	子育て家庭福祉課長	事後	重要な変更には当たらない。 所属名称変更。
令和4年10月12日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	総務部 庶務課 情報管理室	総務部 総務課 文書情報管理室	事後	重要な変更には当たらない。 所属名称変更。
令和4年10月12日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 連絡先	こども未来部 子育て支援課	こども未来部 子育て家庭福祉課	事後	重要な変更には当たらない。 所属名称変更。